

株式会社企業再生支援機構が再生支援する会社が発行する株券に関する有価証券上場規程及びＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程の特例

(目的)

第1条 この特例は、株式会社企業再生支援機構（以下「企業再生支援機構」という。）が支援決定（株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する支援決定をいう。以下同じ。）を行った会社（支援決定が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買収決定等（株式会社企業再生支援機構法第31条第1項に規定する買収決定等をいう。以下同じ。）が行われないこととなった会社を除く。以下「被支援会社」という。）の発行する株券について、有価証券上場規程及びＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程（以下「ＪＱ有価証券上場規程」という。）の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程及びＪＱ有価証券上場規程の定めるところによる。

(上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例)

第2条 被支援会社である上場会社が、企業再生支援機構が当該上場会社の支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度を直前事業年度として当該上場株券の市場第一部銘柄への指定を申請する場合における上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用については、同条第6号を次のとおりとする。

(6) 利益の額

最近1年間（「最近」の計算は、一部指定申請日の直前事業年度の末日（一部指定申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）を起算日としてさかのぼる。以下同じ。）における利益の額が4億円以上であること。

(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)

第3条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条の規定の適用については、第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合（当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、1か年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適當と認める場合に限る。）にあっては、債務超過の状態となった場合であって、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、1か年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適當と認める場合に限る。）には、当該1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

- a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続
- b 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）
- c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理
- d 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生

（株券上場廃止基準等の特例）

第4条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおり

とする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）にあっては、債務超過の状態となってから1か年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であって、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

- a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続
 - b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）
 - c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理
 - d 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生
- 2 被支援会社である上場会社が発行する株券についてのJQ有価証券上場規程第47条第1項の規定の適用については、同項第3号を次のとおりとする。

(3) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合（当該上場会社が企業再生支援

機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該 1 か年を経過した日から 1 か年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から 3 か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適當と認める場合に限る。）にあっては、債務超過の状態となってから 1 か年内に債務超過の状態でなくならなかつた場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次の a から d までのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該 1 か年を経過した日から 1 か年以内（d に掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から 3 か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適當と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となつてから 2 か年内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

- a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続
 - b 産活法第 2 条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）
 - c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理
 - d 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生
- 3 被支援会社である上場会社が発行する株券についての JQ 有価証券上場規程第47条第 3 項に規定する JQ 有価証券上場規程第47条第 1 項の規定の適用については、同項第 3 号を次のとおりとする。

（3）債務超過

上場会社が債務超過の状態となつた場合において、1 か年内に債務超過の状態でなくならなかつた場合（当該上場会社が企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該 1 か年を経過した日から 1 か年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から 3 か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画

している場合（本所が適当と認める場合に限る。）にあっては、債務超過の状態となってから1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

- a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続
- b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）
- c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理
- d 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生

（監理銘柄及び整理銘柄の指定の特例）

第5条 被支援会社である上場会社の発行する普通株についての監理銘柄及び整理銘柄への指定に関する必要な事項は、上場廃止基準第3条の4及びJQ有価証券上場規程第48条に定めるところによるほか、本所が別に定めるところによる。

付 則

この特例は、平成21年11月9日から施行する。

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年5月28日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄の指定の申請を行う上場株券の発行者の審査から適用する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。